

○ 未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法改正に伴う適切な取締り等について

平 12.12.20 警察庁丙少発第 34 号 警察庁生活安全局長から  
各地方機関の長、各都道府県警察の長、(参考送付先) 庁内各局  
部課長あて

平成 12 年 12 月 31 日より施行される未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 134 号)の制定の趣旨及び要点については、「未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律の施行について(依命通達)」(平成 12 年 12 月 20 日付け警察庁乙生発第 24 号)のとおりであるが、その内容の周知徹底を図るとともに、下記の点に留意し、適切な取締り等に努められたい。

記

1 未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の適切な運用

未成年者の飲酒及び喫煙は、その健全育成を阻害する行為であり、重大な非行の前兆ともなり得る不良行為であることから、総合的な防止対策を講ずる必要がある。

そこで、関係機関等と一層の連携を図り、未成年者の飲酒、喫煙の実態を各種警察活動を通じて的確に把握するとともに、未成年者に対して公然と酒類、たばこ等を販売するなどの悪質な業者については、的確な捜査により違法行為を立証し、適切に検挙等の措置を執られたい。

2 酒税法(昭和 28 年法律第 6 号)等における行政処分のための連絡

今回の法改正と併せて酒税法の一部が改正され、酒類の販売業免許の取消事由の中に、酒類販売業者が未成年者飲酒禁止法の規定により罰金の刑に処せられた場合が追加された。

酒税法に基づく行政処分の実効性を期するため、各都道府県警察本部少年担当課にあつては、同法により酒類販売業者を検挙したときには、各都道府県を管轄する国税局あてに連絡されたい。

また、たばこ事業法(昭和 59 年法律第 68 号)第 31 条第 9 項において、未成年者喫煙禁止法第 4 条の規定に違反して処罰されたときには、製造たばこの小売販売業の許可の取消し等を行うことができる旨規定されていることから、同様の取扱いとし、各都道府県を管轄する財務局あてに連絡されたい。